(2)　厚生労働大臣は、(1)の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が(1)のイからハまでのいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとした。（第四条第二項関係）

(3)　厚生労働大臣は、(1)による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとした。（第四条第三項関係）

㈢　認定職業訓練を行う者に対する助成

国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができるものとした。（第五条関係）

㈣　指導及び助言

機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができるものとした。（第六条関係）

4

㈠　職業訓練受講給付金

(1)　国は、5の㈡により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができるものとした。（第七条第一項関係）

(2)　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定めるものとした。（第七条第二項関係）

㈡　返還命令等

(1)　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができるものとした。（第八条第一項関係）

(2)　(1)の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、(1)による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるものとした。（第八条第二項関係）

(3)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の督促及び滞納処分等についての規定は、(1)及び(2)により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用するものとした。（第八条第三項関係）

㈢　譲渡等の禁止

職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとした。（第九条関係）

㈣　公課の禁止

租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとした。（第一〇条関係）

5

㈠　就職支援計画の作成等

公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、(1)から(3)までに掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとした。（第一一条関係）

(1)　職業指導及び職業紹介

(2)　認定職業訓練又は公共職業訓練等

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

㈡　公共職業安定所長の指示

公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき㈠の(1)から(3)までに掲げる措置（以下「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとした。（第一二条第一項関係）

㈢　関係機関等の責務

(1)　職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、㈡による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならないものとした。（第一三条第一項関係）

(2)　㈡による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならないものとした。（第一三条第二項関係）

6

雑則

㈠　時効

職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び4の㈡により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅するものとした。（第一四条関係）

㈡　報告

(1)　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）及び特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができるものとした。（第一五条第一項及び第二項関係）

(2)　機構は、3の㈡の(1)による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができるものとした。（第一五条第三項関係）

㈢　立入検査

(1)　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問をさせ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとした。（第一六条第一項関係）

(2)　厚生労働大臣は、機構に、(1)による質問又は立入検査（認定職業訓練が3の㈡の(1)のイからハまでの要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができるものとした。（第一六条第三項関係）

(3)　機構は、(2)により質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないものとした。（第一六条第四項関係）

(4)　(1)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとした。（第一六条第六項関係）

㈣　船員に関する特例

船員となろうとする者に関して必要な特例を設けるものとした。（第一七条関係）

㈤　権限の委任

(1)　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができるものとした。（第一八条第一項関係）

(2)　(1)により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができるものとした。（第一八条第二項関係）

㈥　厚生労働省令への委任

この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとした。（第一九条関係）

7

罰則

6の㈡の(1)による報告をせず、又は虚偽の報告をした認定職業訓練を行う者等に対し、所要の罰則を科すものとした。（第二〇条～第二二条関係）

8

その他

㈠　施行前の準備

厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、3の㈡の(1)の認定に相当する認定等必要な施行前の準備を行うことができるものとした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　雇用保険法の一部改正

(1)　就職支援法事業

政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、認定職業訓練を行う者に対して、3の㈢による助成を行うこと及び2の特定求職者に対して、4の㈠の職業訓練受講給付金を支給することができるものとした。（附則第四条関係）